

インフルエンザ治癒報告書について

「インフルエンザを発症した園児の登園のめやすは、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」により、『発熱した日を0日目として5日間が経過し、かつ解熱した日を0日目として、解熱後3日を経過するまでは、保育所を休むように』としています。

1. 発熱症状などで体調が悪い時には受診をしインフルエンザと診断された場合は保育園まで必ずお知らせください。
2. その際、医師と相談した発症日と最短での登園可能日をお知らせください。
3. 熱が下がらないなどで当初の登園可能日が過ぎる場合には改めて連絡をお願いします。
4. 毎日の検温と、健康状態を観察し、記録してください。
5. インフルエンザが治癒して登園する場合、下記の「治癒報告書」に必要事項を記入し、登園の際に保育園に提出してください。

※この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

インフルエンザ治癒報告書（保護者記入）

疾病名 インフルエンザ()型 _____ 組 氏名 _____

発症日(発熱・咳・鼻水等、かぜ症状が出た日) 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日()

受診日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日() 受診病院名 _____

○発症日からの経過(発症(症状が出た日)及び解熱した当日は含めず、その翌日を1日目として数えます)

	発症日	発症後								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	解熱日にかかわらず出席停止									
月日 (曜)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温 (朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温 (夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※登園可能日になっても、咳がひどい・食事が摂れないなどの症状がある場合は登園できません。
上記の通り、発症後5日を経過しかつ解熱後3日を経過し体調が回復しましたので登園させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____